

日高川町起業応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発展性をもって起業する新規創業者に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与するため、日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、町内で事業を開始する開業届を税務署に提出すること、法人については、町内に本店所在地をおく法人を設立することとする。
- (2) 起業の日 法人の場合にあっては会社設立の日、個人事業者の場合にあっては開業の日をいう。
- (3) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に定める者をいう。
- (4) 新規創業者 事業を営んでいない個人又は法人であって、町内において当該年度内に新たに小規模事業者として、事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。
- (5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいい、仮設または臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。
- (6) 補助事業等 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(補助対象者)

第3条 町内で起業する新規創業者のうち次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) 町内に事業所等を設置しようとしている者。
- (2) 町税等の滞納がない者。
- (3) 個人にあっては、申請時点において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者。
- (4) 法人にあっては、本店所在地を本町とした法人の設立を行い、その代表者が申請時点において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者。
- (5) 特定創業支援等事業の受講証明書の発行を受けた者。
- (6) 日高川町商工会が適切な事業計画を有していると認めた者。
- (7) 交付決定後、交付決定年度内に創業する者。
- (8) 創業後3年以上、日高川町内で事業を継続する事が見込まれる者。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する団体でない者。
- (10) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種

(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)に属する事業を行う者であること。ただし、製炭業は除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の補助対象者から除くものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者

(2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に該当する者

(3) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

3 第1項に定めるもののほか、町長が特に認めた者は、補助金の補助対象者としてすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該経費のうち国、県その他の機関等から補助金、負担金、その他これに類する金銭又は物件をもって取得し、又は整備したものについては、当該経費を補助対象経費から除くものとする。

(1) 設備費

(2) 広告宣伝費

(3) 店舗等購入費

(4) 店舗等借入費

(5) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費

(6) その他経費

2 同一事業による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助申請受付及び補助対象期間)

第5条 補助金交付申請は当該年度の1月31日までとし、補助対象期間は当該年度の2月末までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1件当たりの補助金は、50万円を限度とする。

2 交付すべき補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、日高川町起業応援事業補助金交付申請書兼定住誓約書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の住民票の写し

(2) 個人にあつては個人事業の開廃業等届出書の写し、法人にあつては定款、登記事項証明書及び町へ提出した法人設立届出書の写し。ただし、準備期間の関係で申請時に提出できない場合は、実績報告時に必ず提出すること。

(3) 税金等完納証明書（申請時、直近3年以上連続して町内に住所を有する者は除く）

(4) 起業計画書（様式第2号）

(5) 補助事業等に係る経費の見積書等の写し

(6) 日高川町起業応援事業補助対象者に係る推薦書（様式第3号）

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第6号に規定する推薦書は、補助金を受けようとする者が補助金の補助対象者として適当であると証するものとして日高川町商工会より得るものとする。

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたとき、又は適当でないと認めるときは日高川町起業応援事業補助金交付決定（不決定）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助対象者は、申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、日高川町起業応援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しその承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、日高川町起業応援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、日高川町起業応援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 個人にあつては個人事業の開廃業等届出書の写し、法人にあつては定款、登記事項証明書及び町へ提出した法人設立届出書の写し（申請時に提出していない場合）

(2) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る）

(3) 補助事業等に係る経費の見積書及び領収書等（請負契約書の写し、設備・備品等の見積書の写し、領収書の写し等）

(4) その他町長が必要と認める書類

（額確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日高川町起業応援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助対象者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに日高川町起業応援事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに口座振込により補助金を支払うものとする。

(事業状況報告)

第13条 前条の規定による交付を受けた者は、補助事業の完了した日の属する年度終了の日から3年間に於いて、日高川町起業応援事業補助金に係る事業状況報告書(様式第10号)を決算の日から3ヵ月以内に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 日高川町起業応援事業補助金に係る事業状況報告の確認書(様式第11号)
- (2) 収支状況確認書類
- (3) 営業状況等の確認写真等
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項第1号に規定する確認書は、日高川町商工会より得るものとする。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助対象者は、補助事業等が完了した日の属する年度の終了後3年を経過する前に、補助事業等により取得し、又は効用の増加した設備等(以下「設備等」という。)を処分するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をした補助対象者に対し、当該承認に係る設備等を処分したことにより、当該補助対象者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができる。
- 3 補助対象者は、補助事業等が完了した後も、設備等を適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

(補助金の返還)

第15条 次の各号のいずれかに該当したときは、補助金を全額返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 第14条に規定する承認を受けず財産を処分したとき。
- (3) 起業した事業を6ヵ月以上休業又は廃業したとき。
- (4) 交付決定後3年以内に事業所を町外へ移転するとき。
- (5) 交付決定後3年以内に補助対象者が町内に居住しなくなったとき。
- (6) その他町長が事業の運営及び経理について不適当と認めたとき。

- 2 前項に規定する補助対象者が個人の場合に於いて、次の各号のいずれかに該当し、かつやむを得ないと認められるときは返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重度心身障害と認められるに至ったとき。
- (3) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。
- (4) その他特別の事由により返還が困難と認められるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。